



平成24年11月28日

各 位

会 社 名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント
代 表 者 代表取締役社長 柳田隆仁
(JASDAQ・コード 7612)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 滝田修
電 話 03-3568-5020(代表)

債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

当社の債権先であります宇佐見政博氏が、平成24年7月7日に死亡し、同人の相続人の全員が平成24年8月10日に相続放棄を申述し、同日付で家庭裁判所において受理されていたことが判明したことに伴い、下記のとおり同氏に対する債権について取立不能のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 相手方の概要

(1) 氏名	宇佐見 政博
(2) 住所	千葉県船橋市
(3) 上場会社と当該個人との関係	①資本関係 当該事項はありません。 ②人的関係 当該事項はありません。 ③取引関係 当該事項はありません。 ④その他特筆すべき関係 宇佐見政博氏は、当社の連結子会社であった株式会社ユー・エンターテインメントの代表取締役でありましたが、当社は同社の株式の全部を平成20年10月31日付で同氏へ譲渡しております。

2. 取立不能のおそれが生じた経緯

宇佐見政博氏に対する当社の債権は、上記1. (3) ④記載の株式譲渡契約により生じたものであり、その価額は18百万円であります。しかしながら、支払いについては、当該譲渡契約において分割払いの約定であったところ、その全額が完済されるに至らず、同氏が死亡いたしました。そのため当社が、同氏の相続人と今後の返済計画について協議いたしましたところ、相続人の全員が家庭裁判所に対し相続放棄の申述を行い平成24年8月10日付で家庭裁判所において受理されていたことが本日判明いたしました。これらの経緯から当社は、当該債権は取立不能のおそれが生じたものと判断いたしました。

3. 相手方に対する債権の種類及び金額

(1) 債権の種類 株式譲渡に係る債権

(2) 債権の金額 16百万円

(3) 純資産に対する割合 最近会計年度の末日(平成24年3月31日)の純資産(510百万円)に対する割合3.3%

4. 今後の見通し

上記債権については、既に全額貸倒引当金を計上済みであるため、本件が当社の業績に与える影響はありません。

以上